

申請要件

子育て世帯

- 小学生以下の子ども（出産予定の子どもを含む）がいる世帯
- 高経年住宅団地外から市内の高経年住宅団地への転居日（住民票の異動日）が、令和8年3月1日から令和9年2月28日までの間であること

新婚世帯

- 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻した夫婦※
※新婚世帯の所得が500万円未満の場合は、令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻した夫婦
- 婚姻時点で、夫婦双方が39歳以下であること
- 夫婦の双方またはいずれかが、婚姻を機に市外または高経年住宅団地外から市内の高経年住宅団地へ転居していること
※婚姻日から遡って1年以内の転居に限る
- 戸籍に婚姻の事実が記載されている、または日本国内の市区町村に婚姻届を提出し受理されていること

パートナーシップ宣誓したカップル

- 令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間に、パートナーシップ宣誓をしたカップル
- 宣誓時点で、カップル双方が39歳以下であること
- カップルの双方またはいずれかが、パートナーシップ宣誓を機に高経年住宅団地以外から高経年住宅団地内へ転居していること
※宣誓日から遡って1年以内の転居に限る

△注意事項（全申請者共通）

- 申請日から2年以上、千葉市内の高経年住宅団地に居住する意思があることを誓約していただきます。
- 世帯に外国籍の方がいる場合は、世帯全員が永住者の在留資格を有するまたは申請時点で2年以上の在留期間を有することが必要です。
- 本事業に関するアンケート等への協力をお願いします。
- 過去に以下の補助を受けていないことが条件です。
三世帯同居近居支援事業・結婚新生活支援事業（他市の同様制度を含む）・千葉市子育て世帯（等）住替え支援事業

申請先

千葉市役所 本庁舎（低層棟）4階の住宅政策課へ直接ご持参いただくか、郵送でもご申請いただけます。
メールアドレスや電話番号の記載漏れがないようご注意ください。

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所低層棟4階 住宅政策課 団地住替え支援事業担当者宛

ご不明点がございましたら、お気軽にメールにてお問合せください！→



最大
30
万円※①

千葉県
団地住替え
支援事業

千葉市内の高経年住宅団地へ新たに転居する
子育て世帯・新婚世帯
パートナーシップ宣誓をしたカップルを
応援します！

補助対象費用

住居費

引越費用

リフォーム費用

申請受付期間

令和8年6月1日～

令和9年2月28日 （消印有効）

※②

- 予算額に達した時点で受付を終了します。現在の申請状況は、ホームページからご確認ください。
- 子育て世帯・新婚世帯・パートナーシップ宣誓をしたカップルの重複申請はできません。
- 住宅金融支援機構「フラット35地域連携型」対象事業：申請要件に当てはまる世帯は、フラット35の地域連携型を利用できる可能性があります。

※①：婚姻またはパートナーシップ宣誓時の双方の年齢が29歳以下の場合は、最大60万円補助。

※②：新婚世帯の所得が500万円未満の場合は令和8年6月1日～令和9年3月31日（必着）

千葉市 都市局建築部 住宅政策課

お問い合わせ先 ☎043-245-5809または043-245-5849

✉jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp



団地だからこそ叶う、 今の私たちにちょうどいい暮らし。

団地住替え支援事業とは

千葉市内の高経年住宅団地に新たに転居する子育て世帯・新婚世帯・パートナーシップ宣誓をしたカップルを対象に、中古住宅の購入費、賃貸住宅の家賃、引越費用、リフォーム費用等を補助する事業です。

高経年住宅団地とは

千葉市では、開発から概ね40年以上経過した5ha以上の団地またはそれに準じた住宅団地を「高経年住宅団地」と位置づけ、団地の活性化を目的に「団地住替え支援事業」を実施しています。
対象住所は「対象住所（高経年住宅団地）一覧」をご確認ください。

- なお、次の場合は本制度の対象外です。
- ・団地から別の団地へ転居する場合
 - ・同じ団地内で転居する場合
 - ・新築住宅を購入して転居する場合

補助対象費用

令和8年4月1日～令和9年2月28日までに支払った以下の費用※

※ 新婚世帯の所得が500万円未満の場合は、令和9年3月31日までに支払った以下の費用

住居費

中古住宅の購入費用、賃貸住宅の賃料・共益費※、敷金、礼金、仲介手数料
※賃料及び共益費は、申請日の属する月までに係る費用が対象

引越費用

引越し業者又は運送業者へ支払った費用
※レンタカーを借りて引越しをした場合は対象外

リフォーム費用

住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事で工事業者へ支払った費用
※倉庫、車庫に係る工事費、門、フェンス等の外構工事、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置費は対象外

補助金額

補助対象費用の合計額で、上限額は30万円です。

※ 婚姻またはパートナーシップ宣誓時の双方の年齢が29歳以下の場合は、最大60万円補助。

申請に必要な記入書類はホームページからダウンロードいただくか、
住宅政策課 窓口でも配布しております。
その他必要書類はホームページ又は申請の手引きをご参照ください。



対象住所（高経年住宅団地）一覧

高経年住宅団地 一覧

(「〇〇の一部」と記載されている町丁目に転入をお考えの方は、必ず事前に住宅政策課までお問い合わせください。)

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
中央区	東千葉地区	東千葉1丁目の一部
		東千葉2丁目の一部
		東千葉3丁目の一部
花見川区	横戸台団地	横戸台
		こてはし台1丁目
	こてはし台団地	こてはし台2丁目の一部
		こてはし台3丁目
		こてはし台4丁目の一部
		こてはし台5丁目
		こてはし台6丁目
		花見川団地
	にれの木台団地	朝日ヶ丘2丁目
	西小中台団地	西小中台
さつきが丘団地	さつきが丘1丁目の一部	
さつきが丘2丁目		
稲毛区	柏台地区	柏台
	千草台団地	千草台1丁目
	千草台2丁目	
あやめ台団地	あやめ台	
若葉区	都賀の台団地	都賀の台1丁目
		都賀の台2丁目
		都賀の台3丁目
		都賀の台4丁目の一部
	北大宮台団地	北大宮台の一部
	若松台団地	若松台1丁目の一部
		若松台2丁目の一部
		若松台3丁目の一部
	大宮台団地	大宮台1丁目
		大宮台2丁目
		大宮台3丁目
		大宮台4丁目
		大宮台5丁目
大宮台6丁目		
大宮台7丁目の一部		
千城台団地	千城台東1丁目	
	千城台東2丁目	
	千城台東3丁目	
	千城台東4丁目の一部	
	千城台西1丁目	
	千城台西2丁目	
	千城台西3丁目の一部	
	千城台南1丁目	
	千城台南2丁目	
	千城台南3丁目の一部	
	千城台南4丁目の一部	
	千城台北1丁目の一部	
	千城台北2丁目	
	千城台北3丁目	
千城台北4丁目		
小倉台団地	小倉台1丁目の一部	
	小倉台2丁目の一部	
	小倉台3丁目	
	小倉台4丁目	
	小倉台5丁目	
	小倉台6丁目の一部	
	小倉台7丁目	
みつわ台団地	みつわ台1丁目の一部	
	みつわ台2丁目	
	みつわ台3丁目	
	みつわ台4丁目	
	みつわ台5丁目	

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
緑区	大木戸台団地	大木戸町の一部
	大権台団地	大権町の一部
	越智はなみずき台団地	越智町の一部
美浜区	海浜ニュータウン(高洲)	高洲1丁目
		高洲2丁目
		高洲3丁目
		高洲4丁目
	海浜ニュータウン(高浜)	高浜1丁目
		高浜3丁目
		高浜4丁目
		高浜5丁目
	海浜ニュータウン(真砂)	真砂1丁目
		真砂2丁目
真砂3丁目		
真砂4丁目		
真砂5丁目		
海浜ニュータウン(磯辺)	磯辺1丁目	
	磯辺2丁目	
	磯辺3丁目	
	磯辺4丁目	
	磯辺5丁目	
	磯辺6丁目	
	磯辺7丁目	
	磯辺8丁目	
幸町団地	幸町2丁目	
幸町東地区	幸町1丁目5	
	幸町1丁目7	
	幸町1丁目8	
稲毛海岸地区	稲毛海岸1丁目	
	稲毛海岸3丁目	
	稲毛海岸4丁目	

(※)「〇〇の一部」と記載されている場合は、該当所在地の内、「ちは・まち・ビジョン(立地適正化計画)」に定義される居住促進区域内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた団地部分のみを対象とする。

申請前にご確認ください。	
転居先の住所は、「高経年住宅団地」一覧の中に記載がありますか？ ※一覧に記載のない住所への転居は、本制度の対象外です。	
転居前の住所は、「高経年住宅団地」一覧の中に記載のない住所ですか？ ※一覧に記載のある住所からの転居は、本補助制度の対象外です。	
新婚世帯	婚姻日は、令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間ですか？ ※新婚世帯の所得が500万円未満の場合は、令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間
	婚姻時の夫婦双方の年齢は39歳以下ですか？
子育て世帯	高経年住宅団地外から市内の高経年住宅団地への転居日(住民票の異動日)が、令和8年3月1日から令和9年2月28日までの間に該当しますか？
パートナーシップ宣誓をしたカップル	パートナーシップ宣誓は、令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間ですか？
	パートナーシップ宣誓時のカップル双方の年齢は39歳以下ですか？